

迷惑行為防止条例の一部改正

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例)

～平成25年6月1日施行～

県民のみなさんが日頃、迷惑と感じているマッサージなどを仮装した性的サービスの提供についての客引きや、風俗案内所などにおける情報の提供についての勧誘などを新たに規制するとともに、接待飲食営業などへの誘引や、一定の地域における客引き等の相手方を待つ行為を再発防止命令の対象とし、加えて、事業者に対する行政処分(指示、事業停止命令)を新設しました。

改正のポイント

1

拡充

「客引行為等」に係る規制の拡充

公共の場所においては、これまでも、性風俗営業、接待飲食営業などへの客引きや勧誘する行為は規制されておりましたが、これらに加え、次の行為が新たに規制されます。

「マッサージどうですか。」などと専ら人の身体に接触する役務の提供について行う客引行為(この規制については、午後10時から翌日の午前6時までの間に、異性に対して行う客引行為又は異性がサービスを行うことを告げて若しくは示して行う客引行為に限ります。)

風俗案内所などで情報提供を受けるように勧誘する行為
ストリップ等に出演するように、又はアダルトビデオ等の被写体となるように勧誘、誘引する行為

罰則：100万円以下の罰金



2

拡充

「誘引行為」に係る規制の拡充

公共の場所においては、これまでも、ひわい行為を伴う接待飲食営業の客となるように、又はホステスとして働くように誘引する行為は規制(罰則付き)されておりましたが、これらに加え、次の行為が新たに規制されます。

接待飲食営業(ひわい行為を伴わないもの)の客となるように誘引する行為
接待飲食営業(ひわい行為を伴わないもの)のホステスとして働くように誘引する行為
風俗案内所などで情報提供を受けるように誘引する行為
これらの行為を行った者は、**再発防止命令の対象**となります。



3

新設

「客引き等の相手方となるべき者を待つ行為」を規制する規定の新設

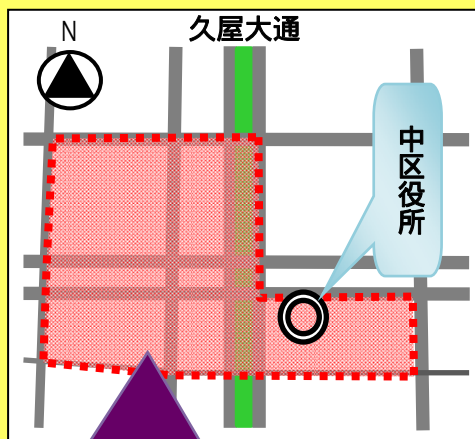
これまでは規制されておりましたが、今般、愛知県公安委員会規則で定める地域内(下の図を参照してください。)の公共の場所において、

客引き、勧誘、一定の誘引行為を行う目的で、公衆の目に触れるような方法により、これらの相手方となるべき者を待つ行為が新たに規制されます。

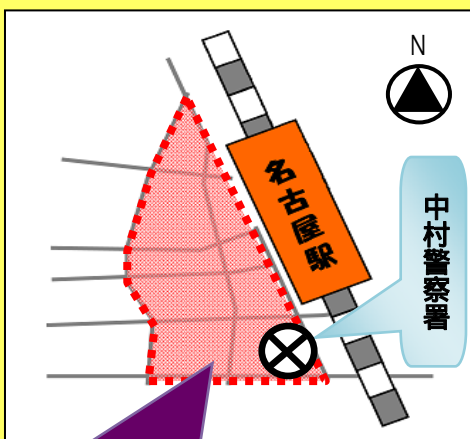
この行為を行った者は、**再発防止命令の対象**となります。



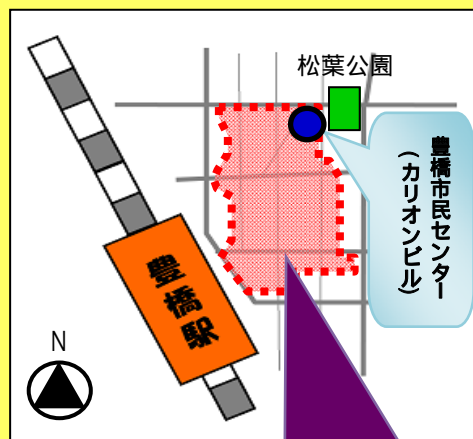
客引き等の相手方となるべき者を待つ行為を規制する地域



名古屋市中区
錦三丁目、栄三丁目1番から15番、
栄四丁目



名古屋市中村区椿町



豊橋市
松葉町一丁目、松葉町二丁目、広小路
一丁目

4

新設

「再発防止命令」の規定の新設

新たに規制対象となる②に記載の「誘引行為」及び③に記載の「客引き等の相手方となるべき者を待つ行為」については、「警察官による再発防止命令」、「公安委員会による再発防止命令」の対象となります。

警察官による再発防止命令とは、この命令の対象となる違反行為を行っている者に対し、現場警察官の権限として、「次の日出時までの間、同一形態の違反行為を再び行ってはならない旨」を命令するものです。

公安委員会による再発防止命令とは、この命令の対象となる違反行為を行った者が、更に反復して同一形態の違反行為を行うおそれがあると認められる場合に、その者に対し、公安委員会が「6月を超えない範囲内で、同一形態の違反行為を再び行ってはならない旨」を命令するものです。

罰則：警察官による再発防止命令違反

②の違反 30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

③の違反 20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

公安委員会による再発防止命令違反

6月以下の懲役又は100万円以下の罰金

5

新設

事業者に対する「行政処分」の規定の新設

事業者、従業員などが、当該事業に関し、「客引き」、「勧誘」、「誘引」、「客引き等の相手方となるべき者を待つ行為」又は「迷惑ビラ等の配布等」の違反を行った場合は、事業者に対し、「指示」や「事業停止命令」の行政処分が課せられます。

罰則：事業停止命令に違反した場合 6月以下の懲役又は100万円以下の罰金

用語の説明

「客引き」とは、通行人など不特定の者の中から相手方を特定して、客とするため、言語又は動作により積極的に誘う行為をいいます。

「勧誘」とは、通行人など不特定の者の中から相手方を特定して、一定の労働サービスに従事する者や情報提供を受ける者となるように、言語又は動作により積極的に誘う行為をいいます。

「誘引」とは、相手方を特定せずに、客又は一定の労働サービスに従事する者となるように、人に呼び掛け、又はビラ等を配布して誘い掛ける行為をいいます。

「客引き等の相手方となるべき者を待つ行為」とは、たたずんだり、うろついたり、たむろする等して、客引き等の対象となる通行人が来るのを待つ行為をいいます。

お問合せ先など

愛知県警察本部生活安全部保安課
052-951-1611(内線 3172)

〒460-8502 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
県警ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/police/>